

## 第 1 1 2 回神河町議会臨時会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 第 3 5 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 第 3 6 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 3 7 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 第 3 8 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 3 9 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 1 0 号））
- 第 4 0 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 4 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 4 1 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 4 2 号議案 令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 2 号）



神河町告示第117号

第112回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月9日

神河町長 山名宗悟

- 1 期 日 令和5年5月17日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件

- (1) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
- (4) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- (5) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一般会計補正予算（第10号））
- (6) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号））
- (7) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第1号））
- (8) 令和5年度神河町一般会計補正予算（第2号）

---

○開会日に応招した議員

小 島 義 次	吉 岡 嘉 宏
木 村 秀 幸	藤 原 資 広
澤 田 俊 一	栗 原 廣 哉
安 部 重 助	小 寺 俊 輔

---

○応招しなかった議員

廣 納 良 幸	藤 森 正 晴
松 岡 宣 彦	

---



---

令和5年 第112回（臨時）神河町議会会議録（第1日）

令和5年5月17日（水曜日）

---

議事日程（第1号）

令和5年5月17日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第35号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 第36号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 第37号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 第38号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 第39号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第8 第40号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第9 第41号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 第42号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第2号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 第35号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 第36号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 第37号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 第38号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 第39号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一

一般会計補正予算（第10号）

- 日程第8 第40号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第9 第41号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第10 第42号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第2号）

---

出席議員（8名）

1番 小島 義次	6番 吉岡 嘉宏
2番 木村 秀幸	9番 藤原 資広
3番 澤田 俊一	11番 栗原 廣哉
5番 安部 重助	12番 小寺 俊輔

---

欠席議員（3名）

4番 廣納 良幸	8番 藤森 正晴
7番 松岡 宣彦	

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高内 教 男      主査 ..... 鶴野 雄二郎

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山 名 宗 悟	建設課長 .....	野 崎 直 規
副町長 .....	前 田 義 人	地籍課長 .....	中 野 友 純
教育長 .....	入 江 多喜夫	上下水道課長 .....	谷 総 和 人
総務課長 .....	平 岡 万寿夫	健康福祉課長 .....	藤 原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒 田 勝 樹	.....	木 村 弘 美
税務課長 .....	長 井 千 晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長 .....	平 岡 民 雄	.....	北 川 由 美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井 出 博	.....	春 名 常 洋
農林政策課長 .....	前 川 穂 積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長		.....	井 上 淳一朗
.....	石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長	

### 議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

5月の半ばを過ぎ、すがすがしい若葉の季節となりました。皆様にはお障りなくお過ごしのことと存じます。

去る5月5日に世界保健機構が新型コロナの緊急事態宣言終了を発表、また、国内では5月8日に感染症法上の分類を季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げ、3年余り続いたコロナ対応はひとまずの区切りを迎えました。とはいいましても、新型コロナの脅威がなくなるわけではなく、我々議会、また、行政は、町民が安心して暮らせるまちづくり、新しい感染症流行に備えての体制づくりをしておかなければなりません。引き続きの御尽力を改めてお願いしておきます。

本日ここに第112回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

今次臨時会に町長から提出されます案件は、専決処分による承認7件、令和5年度神河町一般会計補正予算の計8件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

日ごとに草木の緑が映えるようになり、町内では田植も終盤を迎えている今日この頃でございます。

新型コロナ感染対策が5月8日より2類から5類に引き下げられる直前の昨年引き続いてコロナ対策、行動規制のない今年のゴールデンウィークとなったわけですが、全国各地域ともにコロナ前に近づく人出となってきました。インバウンドも一気に回復の傾向にあります。神河町も、天気も、終盤雨模様とはなりましたが、予想より天気に恵まれ、多くの人出でにぎわいを取り戻してきています。

ワクチン接種につきましては、既に65歳以上と5歳から64歳までの基礎疾患のある方あるいは医療・介護従事者については実施をしています。9月からは5歳以上の全員を対象に実施予定としております。

なお、感染者は減少したとはいえ、一人一人の感染予防について引き続き行うことが重要でございます。ウィズコロナの視点で日常生活を送ってくださいますようお願い申し上げますとともに、行政として、国、県の指針に基づき各種コロナ対策、関連事業を展開してまいります。

さて、本日は第112回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

今臨時会には、専決処分の承認7件、令和5年度一般会計補正予算1件など、計8件を提案させていただきます。

以上、議員の皆様には、よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前9時04分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達していますので、第112回神河町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日、廣納良幸議員から車椅子での移動困難のため、松岡宣彦議員から検査のため、藤森正晴議員から入院加療中のため、それぞれ欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

2番、木村秀幸議員、3番、澤田俊一議員、以上2名を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 第35号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第35号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。



上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第35号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。では、第35号議案の詳細説明を申し上げます。

今回の神河町税条例の改正は、地方税法等の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことによりまして、神河町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、令和6年度より導入される国税である森林環境税について、賦課徴収は市町村が実施することとされており、それに伴う個人住民税の賦課徴収等事務処理に係る改正、軽自動車税について、道路交通法の改正に伴う特定小型原動機付自転車の課税区分の改正、不正を行った自動車メーカーに対する納税不足額の加算割合の改正、固定資産税について、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の新設などがございます。

その中で、新設の森林環境税について簡単に御説明申し上げます。

現在、地方自治体の森林整備等のために森林環境譲与税が国から交付されておりますが、その財源として森林環境税が創設されました。個人住民税の均等割と一緒に年額1,000円を徴収し、国に納付した後、全額が県と町に森林環境譲与税として交付されます。個人住民税の均等割は、現在、町県民税合わせて年額5,800円となっておりますが、これに含まれる防災施策の財源確保のための均等割1,000円が令和5年度で終了となり、令和6年度から森林環境税が導入されますので、個人の均等割額には変更はございません。

それでは、資料に沿って御説明させていただきますが、最初に、タブレット29ページを御覧ください。新旧対照表に記載した条項の順に改正の概要を示しております。色づけをしております条項が主なものになりまして、緑色の部分は森林環境税に関する改

正、ピンク色の部分は軽自動車税に関する改正、次の30ページ、水色の部分は固定資産税に関する改正、薄黄色の部分は適用期限の延長のみ、そして色づけしていない部分につきましては、法律改正に合わせた文言や規定の整備等で課税に影響しないものとなりますので、新旧対照表と併せて御覧ください。

それでは、色づけ部分を中心に新旧対照表により説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。第34条の9第2項は、上場株式等の配当割や譲渡所得割額の控除に係る事務処理において、新設の森林環境税についても個人住民税と同様の処理をする規定の改正を行っております。

次に、36条の3の2につきましては、給与所得者が年末調整などで事業所に提出する扶養親族等申告書の記載内容について、前年から異動がない場合、異動がない旨の記載のみで提出可能とする記載事項を簡素化する規定の改正でございます。

次に、10ページをお願いします。一番上の第38条第3項は、森林環境税を個人の町民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収とする規定の新設でございます。

次に、第41条につきましては、個人町民税の納税通知書に記載すべき納付額に、従来の個人県民税と併せて森林環境税を合算する改正を行っております。

次に、第44条につきましては、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る個人住民税について、その税額に個人県民税と併せて森林環境税を合算する改正を行っております。

次に、13ページをお願いします。第47条の2につきましては、公的年金からの特別徴収の方法により徴収する公的年金に係る個人住民税について、その税額に個人県民税と併せて森林環境税を合算する改正を行っております。

次に、16ページから17ページをお願いします。17ページの第82条第1号エにつきましては、特定小型原動機付自転車、一般的に電動キックボードと呼ばれているものになりますが、従来は原動機付自転車の中のミニカー区分に属するとされておりましたが、道路交通法等の改正によりミニカー区分から除外とされました。これにより、16ページにありますアの区分に属することとなります。税率につきましては、従来の原動機付自転車の2,000円となります。

次に、18ページをお願いします。附則第8条第1項につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例期限を3年延長する法律改正に伴う改正でございます。

次に、19ページから21ページの附則第10条の2は、第24項までは法律改正による項ずれによる措置になりますが、21ページの第25項につきましては、改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たす居住用マンションにおいて、大規模な修繕等が行われた場合のマンションに係る固定資産税の減額の特例措置の割合を、法律による特例の創設に合わせて3分の1に規定するものでございます。次の附則第10条の3第12項につきましては、新たに創設された大規模な修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置を受けようとする者がすべき

申告についての規定を設けております。

次に、22ページの真ん中下、右側の欄の改正前の附則第15条の2につきましては、法律改正に合わせて、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して実施された臨時的軽減措置に係る規定を削除しております。そして次に、改正前の附則第15条の2の2を附則第15条の2に繰り上げ、改正を行っております。

なお、30ページの改正概要につきましては、削除の条項がありますので、一番左の欄の条例の欄につきましては改正前の条項名で記載しておりますので、御了承ください。

次に、23ページ、一番上の改正後の附則第15条の2第4項につきましては、法律改正に合わせて、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、環境性能割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に改正を行っております。

次に、附則第15条の6第3項につきましては、法律改正に合わせて、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮して実施された臨時的軽減措置に係る規定を削除しております。

次に、附則第16条につきましては、第2項で、軽自動車税種別割のグリーン化特例軽減措置について、75%軽減対象車と50%軽減対象車を令和8年3月31日までに取得したものを対象とする3年間の期限延長と、25%軽減対象車を令和7年3月31日までに取得したものを対象とする2年間の期限の延長をする改正でございます。

次に、26ページをお願いします。附則第16条の2第3項につきましては、法律改正に合わせて、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、軽自動車税の種別割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に改正を行っております。

次に、附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期限を3年間延長する法律改正に伴う改正でございます。

以上が主な改正になります。

なお、この条例は、一部を除き令和5年4月1日から施行するものですが、ただし、各条文ごとの施行期日は各附則において定めているところでございます。

以上、第35号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。この税条例改正は後期高齢者にとって得になるのか、損になるのか、どちらでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。後期高齢者に特化して得になる、損になるということはございません。一般的な納税者の方全員に対しての改正になります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点教えてください。

今、長井税務課長のほうから、附則の段階で施行の関係のことが書いてあるということなんですけども、ちょっと十分読み込んでないので教えてほしいんですけども、森林環境税の導入に係る改正が施行日が令和6年1月1日となっております。実際の賦課徴収の時期について教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 賦課徴収につきましては、令和6年度からになります。令和6年度の個人住民税の賦課期日が1月1日ということになりますので、令和6年1月1日が施行期日になります。以上です。

○議員（3番 澤田 俊一君） 分かりました。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。上位法の改正で、もうそのとおりの改正やと思います。ただ、説明資料の中で、今、担当課長さんが説明を冒頭にされた部分を簡単に表にされたほうが分かりやすいと思うんですね。例えば住民税、森林環境税につきましても、5,800円は変わりませんよ、一方がなくなってこうなります。あとはキックボードのスピードの加減で、ナンバープレートをつけんとあかんもの関係でしてますよというようなことを、簡単にそうされたほうが分かりやすいかなと思うんです。このとおりを、違うと言ってるんじゃないですよ、合ってるんですけど、そういう説明の仕方のほうが見ておられる方も分かりやすいと思いますんで、もう少し説明の資料の作り方をちょっと検討してみたいと思います。以上です。これはお願いです。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。ありがとうございます。今後の参考にさせていただいて、十分資料を作り込みたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第35号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第35号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第4 第36号議案

- 議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第36号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第36号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、先ほどの税条例の改正と同様に、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴いまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

長井税務課長。

- 税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、第36号議案の詳細説明を申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、国民健康保険の課税限度額について、厚生労働省による医療保険制度改革骨子により、社会保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ保険料負担の公平を図る観点から段階的に引き上げることとされていることから、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、一部が引上げとなります。また、同時に、国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準について、物価高騰など経済動向等を踏まえ、軽減判定所得の見直しを行います。この2点が主な改正となります。

それでは、資料に沿って御説明いたしますが、最初に、タブレット43ページを御覧ください。

こちら、税条例と同様に、新旧対照表に記載した条項の順に改正の概要を示しております。色づけをしております条項が主なものになります。色づけをしていない部分は、法律改正に合わせた文言や規定の整備等で、課税に影響しないものとなりますので、新

旧対照表と併せて御覧ください。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、34ページをお願いいたします。第2条につきましては、第3項において、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を20万円から22万円に引上げを行っております。なお、基礎課税分と介護納付金課税分については据置きとなります。

次に、34ページから37ページにかけての第21条につきましては、低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得について見直しを行います。被保険者及び特定同一世帯所属者の人数に乘じます所得額の変更でございます。

35ページの同条第2号中の5割軽減世帯につきましては28万5,000円から29万円に、36ページの第3号中の2割軽減世帯につきましては52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

次に、37ページの第21条の2から最終42ページの附則第19項までは、法律改正に合わせた規定の整備と引用条例の規定の整備を行っております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては令和5年度からの年度分に適用します。

以上、第36号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第36号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第36号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第5 第37号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第37号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第37号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町介護保険条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、令和2年4月7日閣議決定の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号保険料の減免措置を令和2年度から実施し、減免に対して国の財政支援を受けてきたところでございますが、令和4年度分までの減免に対する財政支援が令和5年度で終了する旨の通知がされました。国の財政支援終了に合わせまして、現行の条例では、対象年度の指定がなかったため、令和4年度以前の年度分を対象とし、最終の納期限を令和5年9月30日にする旨を追加するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第37号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第37号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第6 第38号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第38号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第38号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症が本年5月8日に感染症法上の2類相当から5類に引き下げられたことにより、特例的に支給してきたコロナ対応に係る特殊勤務

手当の支給期間を終了するよう条例改正したものでございます。

このコロナ対応に係る特殊勤務手当は、発生以来今日まで、罹患リスクを加え、厳しい環境に置かれた業務に対して、特殊勤務手当の特例措置として感染症防疫作業手当、最高1日4,000円を支給してきましたが、本年5月8日から季節性インフルエンザと同様の感染症法上の5類に引き下げられたこと、手当創設時の目的である極度の切迫感や負担感への代償措置としての意義が軽減したこと、人事院規則についても令和5年5月7日をもって特例支給条項が削除されたことなどを踏まえ、5月8日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第38号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第38号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第7 第39号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第39号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第39号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一般会計補正予算（第10号））でございます。

令和5年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第9号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の内容は、繰越明許費補正で、河川改修事業の繰越明許費の追加。歳入歳出補正



予算の主なものは、歳入では、地方譲与税、税交付金、特別交付税をはじめとした額の確定によりそれぞれ増減いたしております。

歳出では、今回の補正の財源調整のため、財政調整基金積立金の増額、神河ふるさとづくり応援基金積立金の減額、公共施設維持管理基金積立金の増額をしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,482万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億375万2,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細説明につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第39号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、59ページのほうをお開きください。第2表の繰越明許費の補正でございます。1、繰越明許費の追加でございます。7款土木費、3項河川費、河川改修事業で700万円、大河、上ノ山谷川の改修工事において、工事の施工に伴いまして発生しました状況の変化によりまして掘削等の施工能率が低下しまして、不測の日数を要するなど、年度内の完了が困難になりました。

なお、繰越しの理由の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、事項別明細書で御説明を申し上げます。

63ページのほうをお願いいたします。2、歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は35万9,000円の増額で、揮発油税収入額の全額が都道府県、市町村に譲与されるものでございます。42%が市町村道の延長・面積で案分にされ、交付をされてございます。確定額は1,735万9,000円でございます。

続いて、2項自動車重量譲与税は104万円の減額でございます。自動車検査証の交付時に自動車の重量により課税され、自動車重量税収入額の1000分の407が市町村に交付されるものでございます。確定額は5,196万円でございます。

続いて、3項森林環境譲与税でございます。34万6,000円の減額で、森林環境税が創設される令和6年度までの間、その収入額に相当する金額が交付をされるものでございます。確定額は5,095万4,000円でございます。

続いて、3款利子割交付金でございます。50万5,000円の減額ございまして、預貯金の利子5%分が県民税利子割として課税されてございます。その収納額から事務費相当分を控除しました残りの5分の3が市町の県民税の割合に応じて交付をされるものでございます。確定額につきましては69万5,000円でございます。

続きまして、4款配当割交付金でございます。211万9,000円の増額及び5款株

式等譲渡所得割交付金は463万1,000円の減額で、ともに上場株式の配当及び譲渡益に対しまして、それぞれ5%分が県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割として課税されてございます。市町への交付割合は利子割交付金と同様での交付でございます。確定額を申し上げます。配当割交付金が1,031万9,000円、株式等譲渡所得割交付金が736万9,000円でございます。

続きまして、6款ゴルフ場利用税交付金でございます。203万4,000円の減額で、ゴルフ場の利用税として県民税が課税されておりますが、その10分の7に相当する額が市町に交付されるものでございます。確定額は666万6,000円でございます。

続いて、64ページをお願いをいたします。7款法人事業税交付金は305万の増額で、法人事業税額の7.7%に相当する額が市町に交付されるものでございます。確定額は1,335万円でございます。

続いて、8款地方消費税交付金は362万6,000円の減額でございます。標準税割10%、国7.8%、地方2.2%、軽減税率8%、国6.24%、地方が1.76%のうち、地方消費税の2分の1が人口等により市町に交付されるものでございます。確定額は、地方消費税交付金従来分で1億440万3,000円、社会保障財源交付金、引上げ分ですが、1億3,697万1,000円でございます。

続いて、9款環境性能割交付金は8万6,000円の減額でございまして、自動車の取得時に県税として課税されてございます。収入額の95%のうち47%相当額が市町の道路の延長、面積で交付されるものでございます。確定額につきましては1,321万4,000円でございます。

続いて、10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。1,518万3,000円の減額でございまして、地方税法の附則の規定によります課税標準の特例によりまして、都道府県及び市町村の固定資産税及び都市計画税が減少する場合に当該減少補填をされるものでございます。確定額につきましては81万7,000円でございます。

続きまして、11款地方交付税でございます。1億1,749万5,000円の増額でございまして、内容は、特別交付税で普通交付税では捕捉されない特別の財政事情に対して交付されるものでございます。交付額につきましては6億1,749万5,000円でございます。普通交付税の31億7,508万7,000円と合わせまして地方交付税総額は37億9,258万2,000円でございます。

続いて、12款交通安全対策特別交付金でございます。31万3,000円の減額でございまして、道路交通法に定める交通違反の反則金を原資といたしまして市町村の交通事故件数により交付されるものでございます。確定額につきましては188万7,000円でございます。

続いて、65ページのほうをお願いをいたします。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金は488万6,000円の減額で

ございまして、市町振興支援交付金の確定によるものでございます。確定額につきましては730万3,000円でございます。充當いたしました事業を申し上げます。路線バスの運行に係る経費として66万4,000円、コミバスの運行経費といたしまして663万9,000円でございます。続いて、4目の農林業費県補助金でございます。35万1,000円の減額でございまして、同じく市町振興支援交付金の確定によるものでございます。確定額は69万円、充當事業は鹿、イノシシ等の捕獲、猿の監視及び捕獲等の有害鳥獣対策に係る経費でございます。

続いて、18款の寄附金でございます。18款寄附金、1項寄附金、1目の一般寄附金でございまして、22万6,000円の増額で、個人の方から御寄附をいただいたものでございます。2目の指定寄附金につきましては、982万2,000円の減額でございます。神河ふるさとづくり応援寄附金2,032万2,000円の減額でございまして、寄附金額の減額見込みによるものでございます。年度末におきます寄附金額につきましては6,967万7,000円でございます。神河まち・ひと・しごと創生寄附金は1,050万円の増額でございまして、企業からの寄附で、神戸市の和田興産株式会社様から1,000万円、それから大阪市の株式会社東畑建築事務所様から50万円の御寄附をいただいております。年度末の寄附金額につきましては1,650万円でございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入でございます。市町村振興交付金でございます。225万7,000円の減額でございまして、市町村の振興のため市町村振興宝くじの収益金が交付されるもので、額の確定により減額をいたしてございます。確定額を申し上げます。まずハロウィンジャンボ交付金が445万1,000円、それからサマージャンボに係る交付金が437万円、それから市町の支援事業分の交付金が408万4,000円、それから社会貢献事業分の交付金が1万4,000円でございます。

続いて、7目の起債償還受入金は355万の減額でございまして、グリーンエコー笠形の償還補填金で、指定管理者から施設利用料として納付されるものでございますが、令和4年度の運営収支が赤字となりました。指定管理の協定書の条項の規定に基づきまして減免をいたすものでございます。協定書の内容につきましては、協定書の4条2項として、当年度収支が施設利用料の納付を含め赤字となる場合は、赤字相当分の施設利用料を減免できるとされてございます。指定管理のDreamawayは、新たに令和4年度からグリーンエコーの指定管理者となったものでございまして、このコロナ禍の行動の制限や電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受け、経営努力をいただきましたが、令和4年度運営収支が赤字となったものでございます。なお、経営関係の資料をタブレットのほうに掲載をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

続いて、23款自動車取得税交付金は20万5,000円の増額でございます。令和元年の10月に消費税が10%に引上げになりました。あわせて、車体課税の見直しが行われまして、県税であります自動車取得税が廃止され、環境性能割が創設されたところでございます。今般の自動車取得税交付金は、税務課長のほうからもありましたが、あ

る自動車メーカーによります平成28年度の排出ガス適合車におきまして、排出ガス燃料性能試験における不正行為により、県税である自動車取得税の過年度追加納付が発生したことにより、県が市町村へ交付する自動車取得税交付金の追加交付が発生したものでございます。

続いて、66ページのほうをお願いをいたします。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は、財政調整基金積立金4,514万6,000円の増額でございまして、今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして年度末の残高は18億3,647万8,000円の見込みでございます。

神河ふるさとづくり応援基金積立金は2,032万2,000円の減額でございまして、今回の補正額の寄附金額を積み立てるものでございます。これによりまして年度末の残高見込みは6,968万9,000円でございます。

続いて、公共施設維持管理基金積立金は5,000万円の増額でございまして、増嵩いたします公共施設の維持管理に備え積立てをするものでございます。これによりまして、年度末の残高は4億6,310万7,000円の見込みでございます。

最後、10款でございます。10款の公債費は、グリーンエコー笠形起債償還受入金の減額でございます。補正額の財源の内訳におきまして、元金が329万3,000円、利子が25万7,000円の充当財源を一般財源に振り替えをするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 本議案には追加資料が出てございますので、追加資料の説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、一般会計補正（第10号）の予算書65ページになります21款諸収入、2目雑入、7節の起債償還受入金355万円の減額ですけれども、グリーンエコー笠形起債償還補填という部分についての資料を追加させていただいております。

資料の一番最初に、神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」指定管理者の年度協定書というものを添付させていただいております。令和4年4月1日に協定書を締結したものでございまして、この協定書の中に減免をする根拠を示すものということで、次のページ、2ページになりますけれども、第4条、納付金のところを御覧いただきたいというふうに思います。

第4条の納付金につきましては、乙は、甲に納付金として、土地使用料11万2,000円、それから施設利用料355万円を支払うものとするというふうなところで年度協定書で定めておるところでございます。その下の2のところですが、乙が甲に対して支払う納付金のうち施設利用料につきましては、当年度収支が施設利用料の納付を含め赤字となる場合は、甲は355万円を上限に赤字相当額の施設使用料を減免できるものとするというふうな条項をつけさせていただいております。

この条項をつけたというふうなところにつきましては、令和3年度中にグリーンエコーの指定管理者の募集を行った際に、どうしても、コロナ禍というふうなところ、それから前指定管理者の赤字額が非常に大きかったというふうなところで、何とか募集に応募いただくというふうなところで、最終的には、グリーンエコーの一番上の部分、オウネン平の部分の管理、それから下の部分の農業改善センターの部分の管理というふうなところを除いて、本体、体育施設とグリーンエコー笠形の本体部分のみを指定管理というふうなところで募集していただいたというふうな経過と、あわせて、この納付金も減免できるよというふうなところも追加させていただいて募集をさせていただいたというところでございます。

この355万円の施設利用料につきましては、平成18年度にグリーンエコー笠形受付棟の奥にありますレストラン、それからその上にあります和室の宿泊施設棟というところですが、その部分を改修をさせていただきました。改修した費用のうち、合併特例債、起債を使用して使わせていただく部分の残り部分、交付税で措置される部分の残り30%部分プラス利息の部分については、当時、指定管理をしていただいた事業者さんが負担をするというふうな形の中で事業を実施した部分でございます。その部分、起債償還が20年ございまして、最終的に事業者が負担する部分としましては、7,829万5,650円という金額を最終的に事業者さんのほうで負担をしていただくというふうなところでございます。

令和3年度中の募集のときに、この年間約400万円程度ずつを事業者さんのほうに納付金というふうな形で納めていただいていたというふうなところなんですけれども、やはりこの時期、この金額というのが非常に重たいというふうな中で庁内で協議もさせていただいたというところでした。金額的には355万円という金額なんですけれども、簡単に言いますと、黒字が出ましたら、この黒字を出た部分で納付金を払っていただくというふうな形で庁内協議を経て募集をさせていただいたというところでございます。あわせて、第5条の観光施設の維持管理負担金につきましては、これは営業収入の1%というふうな形の中で負担金として納めていただくというふうなところですので、この部分については減免とかいうふうな形ではないということなんで、必ず翌年度に納めていただくというふうな部分になります。これが減免をさせていただいた根拠というふうなところでございます。

次、4ページを御覧いただきたいというふうに思います。4ページにつきましては、令和4年度分のグリーンエコー笠形の会計報告書ということで、指定管理者の株式会社Dreamawayのほうから提出をいただきました会計の報告書というものをつけさせていただいております。その部分につきましては、差引き額としましては、1,528万6,328円の赤字というふうな報告でございます。

この収入の部分につきましては、そこにありますとおり、合計としましては、8,788万1,800円という収入があるんですけれども、内訳としましては、そういった内訳と

いうふうなところで、宿泊施設の関係が2,507万4,409円、それからその下の休憩施設の関係ということで603万9,818円というところなんですけれども、この部分につきましては宿泊以外に伴って休憩等の部屋料というふうなところと、それからお風呂等の施設の利用料がそこに入っている部分でございます。それから入材料につきましては、今現在1人当たり500円の入材料を頂いております。それが978万7,187円というところでございます。

分かりにくい部分で申しますと、その下の持込み料というふうなところなんですけれども、182万6,455円の部分でございますけれども、この部分につきましては、今現在、ドームのバーベキュー等を利用していただく際に、食材とかの持込みについては1件当たり200円の持込み料を頂きますよというふうなことをさせていただいております。その金額が先ほど申しました180万円ほどの金額というふうなところでございます。ドーム、グラウンドゴルフの利用料がずっと下についております。それから飲食ほか収入、それからもう一つは、下の体育施設、一番下のほうにありますけれども、149万1,273円、これにつきましては、プール、それから体育館の使用料というふうなところでございます。

それから、一番下の体育館指定管理料ということで、B&Gに関するプール、それから体育館、グラウンドの部分につきまして指定管理料としまして720万円をお支払いをさせていただいております。収入としましては、先ほど言いましたとおり、8,788万1,800円というところでございます。

歳出、支出のほうになりますけれども、この部分については、大体事業を運営する部分の管理経費というふうなところがございますけれども、賃金、人件費につきましては4,825万3,887円というふうなところで、延べ人数にはなりますけれども、28人分の人件費が含んでおるというふうなところがございます。それと、下の事務費、管理費の部分5,491万4,241円の部分がその下にずっとある項目の数字でございます。土地の使用料というふうなところも先ほどの協定にはあったんですけれども、その11万2,000円につきましては管理諸費の中に含んでおるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

一番下ですけれども、施設利用料355万円というふうなところで、最終的には、先ほどの協定書にありましたとおり、この355万円も含めて支出、経費の合計としましては1億3,016万8,128円というふうな金額になっております。差し引きしますと、先ほど申し上げましたとおり、1,528万6,328円のマイナス、赤字というふうなところがございます。355万円を除けば1,573万6,328円の赤字というふうなところで、現在Dreamawayのほうからもこの会計報告を頂いたというふうなところがございます。この会計報告につきましては、令和4年の4月1日から令和5年の3月31日までの1年間という記載になっております。

次ですけれども、会社自体の決算報告書をつけさせていただいております。第13期

ということで、令和4年の3月の1日から令和5年の2月28日までが会社自体の決算期間というふうなところでございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。貸借対照表です。資産の部の合計としましては、左側の下ですけれども、2,491万6,054円というふうなところで資産の部の合計があります。右側のほうですけれども、負債の部というふうなところになります、その純資産の部合計というふうなところで、マイナスの4,918万8,096円というふうな数字が上がってきております。単純にこの貸借対照表を見ていただきますと、通常、企業等と言われる自己資産、自分とこの資産、使える資産というふうなことになりますと、大きく今現在、株式会社Dreamawayにつきましてはマイナスの4,918万8,096円というふうな数字になっておる状況というところで、非常に資産、それから負債というふうに単純に比較しますと負債のほうが大きくなっておるというふうなところで、会社としてはなかなか経営的には厳しい状況というところが読み取られるというふうに思っております。

次、7ページですけれども、損益計算書でございます。この部分につきましては、もう単年度での動きというふうなところでございまして、1番につきましては売上げがございまして、売上げが1億402万3,160円という売上額に対しまして、製造原価が2番になるわけなんですけれども、1,721万1,675円、差し引きしますと、売上総利益というところなんですけれども、8,681万1,485円というのが収入というふうなところでございまして、それに係りました費用的な部分が、その下にございまして営業、人件費等も含めた一般管理費が1億1,403万2,110円というふうなところでございまして、営業外収益、それからそれにかかった費用、営業外費用と差し引きさせていただいて、最終的にはマイナスの2,743万1,151円という単年度の収支というふうなところになっております。貸借対照表の先ほど言いましたような形の中には、この金額、マイナスの金額も含めた形での最終の資産、負債というふうな金額になっておるというふうな状況でございます。

以下、経費等の詳細が載ったものが8ページ、9ページというところについておりますので、この部分については御参照をいただきたいというふうに思います。

追加資料の説明につきましては、以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。それでは、議案書、予算書の65ページの今説明がありました歳入、21款諸収入の5項雑入、7節の起債償還受入金、グリーンエコー笠形償還補填の355万円の減額について質問させていただきます。

指定管理者である株式会社Dreamawayによる1年目の経営状況が思わしくなく、大きな赤字を出されて、指定管理者年度協定書第4条第1項に規定する施設利用料

355万円について、同条第2項の規定により減免することは一定の理解はいたします。しかしながら、議長、産業建設常任委員長に報告、相談もなく、この時期に専決処分として提案されたことについては、いかがなものかと思えます。指定管理者と町が常日頃から情報共有を行って行けば、冬場の閑散期を迎えた時期ですので、決算見込みを行い、施設使用料の支払いについて協議がその時点でできたのではないかと、繁忙期の上半期が経過した時点の昨年秋のモニタリングがあったと思えますけれども、その時点で経営状況はつかめているのではないかと推察します。仮に減免が必要な場合には、本来であれば、2月の産業建設常任委員会で、決算はないにしても、決算見込みの財務状況の報告を受けて、3月の定例会の一般会計補正予算において議会として十分な審議が行えたのではないかと私は思います。

そこでお尋ねなんですけれども、3月31日付で専決処分をされた経緯、指定管理者からどのような時期にどのような申出があって、庁内協議をどのように行ってこの専決処分に至ったのか、その経緯を時系列で説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。澤田議員おっしゃっていただいたとおり、2月の委員会等で報告できなかったことにつきましては深く反省をさせていただいております。大変申し訳ございませんでした。

時系列で説明というふうなことでするので、時系列でまず説明をさせていただきたいというふうに思います。

澤田議員おっしゃるとおり、上期の部分につきましては非常にグリーンエコーにつきましては運営がいいという時期になります。8月、9月というふうな形の中では営業的には非常によかった部分もありますので、グリーンエコー指定管理事業者と役場とのいろいろな協議の中で続けていったというところですがけれども、この話が出てきたのは年明けというふうなところで御理解をいただきたいと思えますけれども、こういった条項をつけておりますものですから、私どもの担当のほうはいろいろとグリーンエコーのほうとの調整といいますか、ヒアリングもさせていただきながら状況というふうなところの確認をさせていただきました。

その時点では、まだ事業者とのヒアリングの中ではこういった大きな赤字というふうなところは、夏場の運営資金等もありましたので出ておらなかったというふうなところなんですけれども、すぐに担当のほうから調査をせいと、そういうふうな指示をした関係もありまして、実際のところ金額的なところも出していただきますと、当初500万程度の赤字ぐらいで済むかなというふうなところでの話がございましたので、やはり最終的には、2月の段階で判断するというふうなところは難しいというところで、3月末近くまでずっと延びてきたというふうなところが現状というところがございます。

最終、3月の末ぐらいの概算というふうな形で提出をしていただいた数字には大体700万ぐらいの赤字というふうなところで、また、決算、3月31日が過ぎた以降にも



なりますけれども、最終的な数字が3月31日時点での赤字というふうなところが今の1,500万の数字というふうになったというところで、ちょっと確認不足な点もありまして、年明け以降にそういった数字が動いてきたというふうなところで御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今、年明けに指定管理者からこういう話が出てきたということは、実際苦しいんで減免してもらえないかという話が年明けに出てきている状況の中で、調査をする中で、500万、700万の赤字なんで、その500万、700万の赤字なので500万の赤字っていう予定が出た場合、もう2月の常任委員会でも話ができたんちゃうかなと、ひょっとしたらそうなるかもしれないということが言えたんじゃないか、やはりこれが私は専決にはなじまない項目ではないかなと思うんです。

今日、追加提出資料5ページ以降のこの会社の第13期の決算報告書の内容ですけども、私なりに見ると、これは石橋課長もおっしゃったように、この決算書は株式会社Dreamawayの全体のもので本年2月末の決算ですから、1点目としては、新田ふるさと村の指定管理、昨年3月分、それと、グリーンエコー笠形の本体部分と体育施設部分の昨年4月から本年2月までの分、それと、この事業者が運営されております碧河舎、ほかの事業分が全て合算されたものがこの決算書ということはよく理解をしております。しかしながら、7ページの損益計算書では単年度で2,750万円の赤字を出しておられる、それに加えて恐らく借入れも増えてきていると思うんです。6ページの貸借対照表では、これはこの会社の2月28日時点の財務状況を表しているものですけども、先ほど石橋課長も説明がありましたように、負債の部の合計が資産の部の合計を大きく上回っておりまして、もう既に債務超過に陥っている状況であります。全ての資産を売却してお金に換えても、約3倍の大きな負債を返済できない財務状態であるということなんです。こういう部分が恐らく昨年大きな赤字が出たのでということなんですけども、その差額が、いわゆるこの貸借対照表の右欄下段の純資産の合計、先ほど課長が説明された約492万円の赤字、資産自体がもう赤字になっているということです。

前期末の利益剰余金が恐らくマイナスの2,368万4,946円であったものが、当期の純損失2,750万3,151円の赤字を加えて、当期末の利益剰余金はマイナスの5,118万8,096円に倍増しているわけですね。こういう状況っていうのは、一昨年ですか、指定管理者の選定の委員会的时候にはもう少しいい債務状況であったとは思いますが、単年度で実際こういうふうになんて厳しい状況に陥っているというふうに見えます。現状では債務超過から抜け出すっていうのは私は容易ではないと推察して見ます。債務超過の状態が続きますと、取引先など周囲からの信用が低下しますし、金融機関からの融資のハードルも高くなります。人材の確保が困難になるなど、そういったことが懸念されます。

長々と私の検証の話をしたんですけども、お尋ねしたいのは、打開策は、指定管理者に安定して営業利益を出せるように営業状況の改善に取り組んでいただくしかないと思うんですね。そして今後の9年間、安定して管理運営を行ってもらえるのかっていうのが本当に心配であります。このたび減免の申請が出てくる、そしてその協議の中で、経営状況の改善計画とか次年度以降の収支計画が提出されているのか、それをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。経営状況につきましては、澤田議員がおっしゃるとおり、私も申し上げたとおりというふうなところでございます。今後の改善というふうなところにつきましては、令和4年度の事業の運営期間中にもいろいろと話もさせていただきながら、当初D r e a m a w a yのグリーンエコー笠形の経営におきましては、コロナ禍というふうな中で、やはり団体だけではなくて、ファミリー、個人、家族と、それから小さい団体というふうな形の中で事業運営ができないかなというふうなところでの当初の提案というところがございました。

実際に運営が始まったところなんですけれども、コロナも大分落ち着いてきたというふうなところなんですけれども、団体のお客様、学校、高校、大学等のオリエンテーリングでお使いになる団体のお客様というのがやはり春先少なかったというふうなところもございます。夏以降につきましては、秋までは個人、それからファミリーのお客様というふうなところはグリーンエコーの営業主体としては、もうこれは間違いなくほぼほぼ例年どおり来ていただけるかなというふうなところでもございまして、令和5年度以降の部分につきましては、そういった団体等のお客様をいかに呼び戻せるかというふうなところが一番経営のところにはかかっておるというふうなところだと思います。また、今の施設にだけじゃなくて、やはり今の時代に合った施設運営というふうな形の中で、常に変革といいますか、新しいものをつくっていただく、考えていただくというふうなところの指導もさせていただいておるところでございます。

ということで、回答としましては、事業計画、5年度の当初の事業計画はいただいておりますというふうなところなんですけれども、改善計画というふうな形では今現在いただいているというところでございます。そういった先ほど言いましたような形の中での運営というふうなところを今後も指定管理のD r e a m a w a y、それから役場と一緒にになってグリーンエコー笠形というふうなところを持続していくというところでも今後も努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋課長、確認させてください。

この減免する協議の中で、事業計画は提出していただいておりますけれども、改善計画や収支計画、この令和4年度の見れば、また令和5年度も同じふうになるわけですから、それを改善していただかないと神河町としてはいつまでも一般財源の投入が必

要になるんです。協議される中で、減免する、当然改善していただかないと駄目なので、そういう計画案とか収支計画案っていうのは出されなかったんですか。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 高橋でございます。

今、議長から確認ということでおっしゃいました件につきまして、改善計画につきましては今求めているところでございます。当然その計画に基づいた収支予算計画というものを……（「計画はあります」と呼ぶ者あり）計画はありますけども、改善計画……（発言する者あり）すみません、失礼しました。

昨年度のグリーンエコーの赤字の根拠につきまして、グリーンエコーさんの中で結果を精査されまして、経費であったり、営業であったり、会社全体の赤字について分析をされました。それに基づきまして、今年度、令和5年度グリーンエコーの改善計画ということで、人件費、また、営業についての改善計画を今現在出してきていただいております。そして2年目の運営内容としまして、イベントにつきましては、先ほど石橋課長のほうが申しました企業や大学など団体だけでなく、ファミリーにも向けたイベントを多数開催するであったりとか、新規事業としまして、国内旅行業の取得により、夏休みの平日や連休にツアーを設定し体験イベントを増やしたりというところを中心にしながら新規事業も展開していくということを聞いております。ただ、また委員会などの中できちんとこの辺を整頓いたしまして御報告のほうをさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今の説明を聞いておりますと、減免を決定した以降、来年度に向けて改善計画とか収支計画、単年度のものが出されたということですが、長期の改善計画、収支計画は出てないというふうに理解をしてよろしいですね。

そういう中で、3点目なんですけども、地方自治法第244条の2第10項において、地方公共団体の長は指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるものと規定しております。この必要な指示をすることができるということについて後ほど述べます。

さらに、同条第11項においては、地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができるものと規定してあります。その同項の規定の内容が指定管理者の基本協定書の第31条、指定管理者の指定の取消しの各号に明記をされております。現時点で指定の取消し云々という話を私はしてはなくて、そうならないように期待したいわけなんです。

昨年1月の臨時会において、そのとき反対討論もありましたけども、賛成多数で株

式会社 Dreamaway を指定管理者とすることを議会としても議決をしている責任がありますので、何とか当初の事業者の提案どおりグリーンエコー笠形を運営していただきたいという願いを持って私はこの3点目の質問をしておるんですけども、ただ、本日提出されております第13期の決算報告書と恐らく新田ふるさと村の指定管理期間であります5年間の決算書、この6年分のずっと推移を見れば、この間の財務状況はよく分かると思うんですね。そしていわゆる第13期の決算書については、ふるさと村、グリーンエコー、その他ということでセグメントが全部別ではなしに一体になったものですから、やはりこれは指定管理者からそのセグメント別の収支の状況を求めて十分な収支の精査をお願いしたいんです。グリーンエコー単体の収支は実際どうなっとんや、それは決算書に表れているんかもしれませんが、この事業全体の決算報告書とグリーンエコー笠形のいわゆる会計報告の支出の部分の項目を比べてますと、この数字どうなっとんやろなという部分も私なりに見えます。ちょっとその辺のところは十分に精査をお願いしたいと思うんです。仮に町職員だけでその分析が困難であれば、お忙しいですけども、代表監査委員さんをお願いすれば、財務状況と今後の見通しの分析、また、アドバイスがいただけるんじゃないかなと私は思うんです。

ということで、最後はお願いになるんですけども、いわゆる設置者としての町の方針をしっかりと持っていただいて、指定管理者と十分協議を行っていただいて必要な指示をしていただきたい、町として十分に分析を行って、今後の見通しも考えて指示をお願いしたい、その指示どおりにいくかいかないかを町として見極めていただきたいというお願いであります。そしてその内容について、産業建設常任委員会を通して議会に報告をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。澤田議員おっしゃるとおり、地方自治法244条の2のところには、一定調査、指示、それからまた、最終的には監査ができるというふうなところも明記がしてございます。そういったところで、今回の年明け以降、そういった部分を見ながら調査をしながら資料も提出をせいというふうなところの指示もさせていただいたというところ、それからあわせて、こういったところになっておるというところで、町長のほうにも、きちっと指導せいというふうな指示もいただいております。

5年度以降につきましては、先ほど高橋特命参事も申しましたとおり、いろいろと問題もあるとは思いますが、町としての姿勢というふうなところについては、やはりグリーンエコー笠形という施設を守っていく、持続していくという観点で持続可能な形をつくり上げていくということが1つというふうなところがございます。そのためには、一定施設等の改修というところも見据えていかなあかんというふうなところもあると思いますので、それにつきましては、財政とも相談しながら、長い形での運営というところで今後計画を立ててしていきたいなというふうに思っておりますし、町からど

んどんどん最終的にはD r e a m a w a y、指定管理者のほうに指示も出していきながら、一緒に運営をしていくというふうなところは今後努力をさせていただくというところで御理解をいただきたいと思います。

1つだけすみません、もう一つは、グリーンエコーの従業員につきましては、非常に接客等を丁寧にしておると、一生懸命頑張っておるというふうなところは私も十分確認をしております。こういうふうな経営状態ではありますけれども、従業員は、また見ていただいたら結構かと思えますけれども、非常に丁寧なサービスで確実な対応をしているというふうに私自身思っておりますので、何とかそういった従業員についても継続できる雇用の場としてグリーンエコーを守っていきたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。先ほどの説明を聞いたんですけども、グリーンドームの中、今グラウンドゴルフができるようになってて地面を改修されてます。あれも含めて多分合併特例債で残ってる355万の分だと思うんですけど、結局これ残、何期まで、20年間の償還で、今ホープさんは何期分払ってもらってるのかということと、それと、ホープさんと昨年退かれたときにどういう話をされていたのか。

それと、もう一点は、D r e a m a w a y全体の単年度赤字の部分で半分がグリーンエコーが占めてるということなんですけど、このグリーンエコーの部分について、いわゆるコロナの関係で例えばいろんな支援策がありました。この中には指定管理料しか上がってないんですけど、当然町からもコロナの関係で価格高騰とかいろんなことで多分支援はあったとは思えます。額からいったらもう焼け石に水の額かもしれませんが、これは計上に出てきてないんで、どういう形になってるのか、そこら辺ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

まず、合併特例債といいますか、18年度に改修した部分でございますけれども、この部分については、平成18年の事業でございます、20年償還になっております。今でいいますと令和11年までが償還期間というふうなところでございまして、令和3年度までの12年間はホープ、前の指定管理者の事業者さんが負担をしていただいているということ、残り8年間は今の現状のD r e a m a w a yが負担をいただくというふうなところになっておりますけれども、ドームの下のインターロッキングの部分については、あれは前指定管理者のホープさんのほうで事業を実施していただいているところですので、この数字の中には入っていないというふうに御理解をお願いしたいと思います。

それから、これまで物価高騰、コロナの関係での支援というところなんですけれども、令和4年度につきましては、燃料費高騰の部分で事業者さんのほうに法人の場合は10

万円の補助というふうなところをさせていただいたというところで、それまで令和4年度以前の部分につきましては、いろいろな観光施設に対する補助金というところをさせていただいたんですけれども、グリーンエコーの部分についてはちょっとその補助金の対象にならなかったということです。ホープさんの事業継続がもう認められなかったということで、その補助金は出させてもらってないところですので、今現状でいいましたら、法人の10万円部分というふうなところに4年度中はなるのかなというところです。

今回、指定管理を募集をさせていただいて令和4年度から始まった部分につきましては、そういった自然災害等以外の部分でも何かコロナ等による災害も含めて、町と事業者との協議をして今後対策を検討していくという条項を付け加えさせていただいておりますので、今後それぞれの事業者様からまたそういった協議の場を設けるような形という話も聞いておりますので、今後については協議をする中で決定していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋課長、質問の中で、ホープが撤退される際にどういう話をされたのかっていう部分があったので、その部分をお願いします。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。ホープさんが撤退される部分、そのときにどういう話があったのかというふうな部分につきましては、この部分につきましては、あくまでも町の施設という部分でございますので、残り、例えば8年間分を一括で払ってくださいとかいうふうなことは一切していないという状況で、町の施設、今後もその施設を使い続けるというところですので、後の事業者さんにも若干負担をしていただくという方針の下、特に話はしておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。どない言うていいんかな、この355万の部分、ホープさんのときから、もうこの納付金に係る免除規定というのは上がっていたのか、当初、今のできたときは、あくまでDreamawayさんのいわゆる応募者がなくて困ったから付け加えたという話やったんですけど、ホープさんのときはこの部分はあったんですか、年度協定の中に赤字の場合は免除しますよというような規定はどうだったんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。前指定管理者の協定書の中にはございません。なんで、必ず年度末には負担金を支払っていただくというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。1点お尋ねします。

18款の寄附金のところなんですけど、ただいまの財政特命参事の説明では和田興産の

ほうから1,000万、それから株式会社東畑から50万とあったんですが、これ東畑は多分粟賀小学校跡の公園の設計、施工をしてる会社やと思うんですけど、ここから寄附金を頂くっていいことなんか、その辺が私、勉強不足で分からないんですけど、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御質問のところは企業版のふるさと納税ということで、町のプロジェクトを幾つか上げてございます。その中の部分に対してということで、東畑さんにも御寄附をいただいたというところで、今、設計会社でそのところとの距離が少し近いんじゃないかというところで大丈夫かという御心配をいただいたわけなんですけど、その部分については特段問題になるようなところはないというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 再度お伺いします。この金額的なものは、上限とか、そういうのは決まっとんのですか。ここまでやったら寄附いただいても結構やと、例えば極端なことを言うたら、50万じゃなくて1,000万でもいいですよってというようなことは言えるんですか、それとも上限が決まってるもんか、ちょっとそれを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。上限のほうはございません。ただ、企業版のふるさと納税の寄附という形は10万円からしていただけるというふうな規定になってございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。先ほどの澤田議員の関連の質問になるわけなんですけれども、私、残念に思うんは、この補正予算が専決処分で落とされたということに非常に疑問を感じておるわけです。どういうふうな中で、先ほど石橋課長のほうは庁内で検討した結果こういう形で専決したという報告があったわけなんですけども、ほかの職員の方、これほんまにこういう大事な案件を専決処分していいんだというふうな回答を出されたんですか、この辺の思惑をちょっと聞かせていただきたい。庁内での会議の結果を。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御質問のように、専決処分がいいか悪いかというところでいきますと、事前にもう少し議論のしていただける、また、御相談もしていただけるような場があったほうがよりベターであったというふうに思っております。そういった中で、予算の編成の私は責任者でございますので、その部分で、時期的なところも含めてそういったところが専決でないといけなかったというか、それにしか間に合わなかったというふうなところで、また、その旨

お知らせといえますか、御協議、専決処分をするというふうなところのことを議会のほうとも少し御報告もできてなかったといったところについては、大変申し訳ないということで、予算編成の責任である私の責任であるというふうに深く反省をいたしてございます。

実際、次、次年度以降、澤田議員さんからもありましたが、この指定期間につきましても10年という長期、これは1つ、指定管理者のほうからも投資をしていただくといったところで期間が10年になってございます。十分に今の状況であれば、なかなかそういったところにはなっていないということでございます。今後は、事前に情報の収集、それから分析、そして長期的な視点等も含めまして早い段階でそういったところをつかんでやっていきたいというふうなところを思っているところでございます。できれば、しっかりと補正予算を委員会のほうに御報告をさせていただいて、予算の議論をしていただけるように今後は努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。今回は専決といったような形になって、また、御報告ができなかったというところで、大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 分かりました。

それで、ちょっとほかの部分で聞かせていただきますけれども、収入の部で、その他の雑入で△の5万8,149円と出てるわけなんですけれども、これ収入に△をつける、マイナスをつけるような決算はあるんでしょうか。恐らくなかったらゼロでいいんじゃないかと思うんですけども、これが1点と、それから先ほど課長の説明の中で……。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員、すみません、今どこの部分ですかね。ちょっと何ページか分からないので。

○議員（5番 安部 重助君） 4ページですね。

○議長（小寺 俊輔君） 追加資料の分ですかね。

○議員（5番 安部 重助君） 会計報告書ですね。これが1点と、それからグリーンエコーの運営について、コロナ感染対策助成金、こういう助成金はもらわれてないのか。もしあるのであれば、収入の部に入れていくべきじゃないかというふうに思うんですけど、これが2点目。

それから、3点目が、石橋課長、先ほど説明の中で、グリーンエコーの管理をする事業者がなかなか見つからなかったということで、そしてまた、コロナ禍であるということの中を含めて年度協定書を作ったということなんですけれども、コロナが2類から5類にこの5月の8日に移行されました。ということは、もう今年度からはコロナの助成金はないというふうに見ていいわけなんですけれども、そういった中で、この年度協定書も同じく今後も適用されるのかどうか。先ほどコロナ禍やから事業者が見つからなかった、だからこういう年度協定書を作って改めて募集したという説明をいただいております。こういう年度協定書の中身と同じものがほかの指定管理者とも行っとるんかどうか、



その辺のところ、私、ほかのこの年度協定書を頭の中にないで今お聞きするんですけど、ちょっとその辺のこの3点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。1点目の会計報告、指定管理者のほうが出してきてる部分、安部議員さんがおっしゃられてるところの収入が△、マイナス表示というところでございます。これがいいのか悪いのかといいますと、分かりにくいなというところだろうと思います。ですので、次回以降、常に収支の報告は今後もし出していただくというようなことになろうかと思うんですが、こういった部分、少しこの収支の報告書の部分についても指導をさせていただきたいというふうに思います。おっしゃられるとおり、分かりにくいということだろうと思います。そういうふうに私自身も認識をしておりますので、少し改善をさせていただくように指導させていただきたいというふうに思います。

それから、協定書の条項、減免条項がほかのところの指定管理にあるのかどうかといったところですが、この部分については、グリーンエコーの今回のところのみということで、ほかの指定管理の協定についてはそういう条項は設けてございません。2点です。私のほうから2点、以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田参事、安部議員が聞かれたのは、コロナが2類から5類になって、その年度協定書の特約というか、その部分は今後はどうなっていくんだという質問だったので、そういうふうにお答えをお願いします。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。協定書の今後といいますか、中身のところなんですけれども、私の先ほどの説明の中で、募集のときはコロナ禍というところも含めて、範囲の縮小、それからこういった部分の金額の軽減というところをお伝えしたんですけれども、今回のこのグリーンエコーの部分につきましては、先ほど黒田参事もありましたけど、ほかのここにはそういった条項はついてないというところなんですけれども、平成18年に前指定管理者との話の中でこういった負担金の話もされての事業実施というところもありますので、今回のグリーンエコーについては、協議をする中でも、先ほども言いましたけれども、その造った施設を使用していくというふうなところでは一定の負担ももらわなあかんというところなんですけれども、基本的には、新たな事業者についてはこういった負担をする部分についてはなくしていきたいというふうな方向もございまして、今回はグリーンエコーの部分についてはこういうふうな条項をつくらせていただいて記載させていただいたというところなんです。

なんで、例えば、今後、コロナも落ち着いて何も無い状態、それから施設的な負担というふうなところもない状態というふうなことであるならば、こういった条項というところはつけなくて、基本的には、施設の利用料的な負担金をもらうのであれば、単純に

負担金をもらっていくというふうな方向で今後は調整はさせていただきたいなと思っておりますので、グリーンエコーのこの条項については今回のみというところで御理解をいただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） それと、もう一点、コロナ関係の、藤原議員の質問のときにも答えられたと思うんですけど、燃料費高騰で10万円町から支給されてると思うんですけども、それがこの会計報告のどの部分に入ってるかっていう質問が併せて出てますので。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） 大変申し訳ありません。この部分については、ちょっとどこに入ってるというところの確認はできてないんですけども、コロナの補助金については、その関係する部分に入ってるというふうに思っております。

ちょっとすみません、確認させていただいていいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 休憩入れますか。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） はい。確認をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（小寺 俊輔君） 質疑の途中ですが、少し長時間になっておりますので、ここで暫時休憩をいたします。再開を11時15分とします。

午前10時51分休憩

午前11時15分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、休憩前に安部議員より質問のありましたコロナ関連の補助金は会計報告のどの部分に入ってるかについての答弁をお願いします。

石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。昨年度、町が補助いたしました燃料費高騰の商工事業者等の補助金で10万円の補助金の件なんですけれども、Dreamawayのほうに確認をさせていただきました。今回、追加資料で出させていただいております4ページのグリーンエコー笠形会計報告の中には、申し訳ございません、入ってないというところでございます。最終的に、決算報告書の損益計算書の営業外収益というふうな中の雑収入、今現在12万2,634円というふうな数字が上がっておるんですけども、このうちの10万円がそうであるというふうなところでございます。なんで、グリーンエコーの収入には入ってないというふうなところなんです。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。ということは、この収支決算書、間違ってるということですね。入ってないということはそういうふうに受け取ってもええんかな

と思うんです。

それと、先ほどその他の雑入5万8,149円の赤字ということなんですけども、これは、なかなか見にくいからこれから訂正するじゃなしに、こういう場合はこれに上げるべきじゃないと思うんです。ほかのよそからのやつが入ってきとるんちゃうのかなと逆に思うんです。ですから、これはもうゼロで、こんな項目は要らんのかなと、私はそういうふうに理解しております。

それと、確認なんですけども、この年度協定書、次年度からは出さないということなんですけども、既にもう4月の契約のときに5年度分の年度協定書も取り交わされておるのかなというふうに思うんですけども、その辺のことも含めてどのような取扱いにされるのか、また、よその指定管理との公平性等も含めて御答弁願いたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） まず最初に、グリーンエコーの会計の報告書の間違いというところなんですけれども、今回のその10万円の部分につきましては、基本、事業者に対して10万円を補助させていただいたというところでありまして、Dreamawayについては、町内、グリーンエコー以外にも碧河舎というふうな形でも運営をされておるといふような状況ですので、Dreamawayの運営をする中で大きい事業所がグリーンエコーというところで、本来であればここに記載していただきたいというところはあるんですけれども、違うところでの記載というところがあるようであれば間違いというところではないということなんですけれども、そういうふうに今後をお願いをしたいというふうに思っておるところでございます。

それから、協定書のほうなんですけれども、ちょっと話が戻ってしまうか分かりませんが、355万円の減免をするというところについては、今回、令和3年度に募集をかけたときの仕様書、要領というところで基本募集をさせていただいております。その中で、Dreamawayが提案をしてきて、10年間事業を実施するという提案に基づきまして町としてはそれを決定をさせていただいたというふうになっておりますので、10年間はその仕様書どおりの要領どおりの協定書ということで、10年間はこの形のものを使用するといふように町としては今現在認識をしております。10年以降につきましては、再度募集するというときには、この条項をまた検討させていただいて、違う条項等に変更するといふようなところも検討していかなあかんといふふうに思います。なんで、10年間はこの協定書を使わせていただくということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。私のほうから、このグリーンエコーについてのちょっと考えていきたいことがありますので、お尋ねします。

このグリーンエコーの事業所なんですけども、これは町の観光産業として一番大事な場所

であるというふうに思っておりますけれども、この企業が今のような赤字になるということは、これからの町の観光産業に非常に大きな影響を与えるんじゃないかと思っております。将来、今話がありましたように10年間継続していくという話でしたけれども、これから今後10年間といたしても、どのような経済情勢に変わってくるか分かりません。でありますけれども、その見通しがどのようなものなのか、確実なところがあるのかどうかということ、確実な見通しができるのかどうかということ、企業としても、改善計画等が出てくるということですのでけれども、その改善計画がしっかりと長期間にわたって運営できるものであるのかどうかということが1つ。

それから、全国的に、コロナが済みまして観光産業がどこの市町ともお客さんを取り合いになっていると、うちへ来てくれ来てくれという大きな声を上げて呼び込んでいるというところで、この神河町としても観光客を大きく取り込んでいかなければならないと思うんですけども、そのような中で、グリーンエコーの企業努力をしても経営改善ができないというようなことになれば、これは今後どうなるのか、見通しはどうなるのかというそういう一抹の不安があるわけですけども、その辺りどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 高橋でございます。今、議員おっしゃいましたように、グリーンエコーもそうですけど、グリーンエコー以外にも町内にはたくさん観光施設がございます。そういった中で、コロナで打撃を受けているのはグリーンエコーだけではないと思っております。実際に原油価格の高騰、また、そういった高騰によります物価高というところで各施設苦しんでおられるというふうなことは聞いております。

そういった中で、町の観光連携会議であったりとか、いろんところで会議のほうを充実した形で、宿泊と例えば観光とを結びつけていくためにどうしたらいいのかということで、事業者間同士の協議などを十分持たせていただきながら、私どもも十分に協議の中に入らせていただいて、事業者さんと一緒になって、観光事業、また、宿泊をされてるとこは宿泊事業について充実した形で今後取り組んでいきたいというふうに考えております。経済状況がどうなるか分からないというのはどちらの事業者さんも同じですので、私ども行政のほうもそういったことに対応しながら検討して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから少し考え方を述べさせていただきます。

グリーンエコー笠形についてのこの納付金の免除ということで、議員各位からたくさん御意見を頂戴いたしました。昨年の指定管理事業者決定に当たって募集をさせていただいて、たしか1回目は不調に終わるといえるのか、なかなか事業者が手を挙げていただけないそのような中で、このたびの年度協定書における平成18年に大規模改修をいた

しました合併特例債での神河町の負担分について、20年の償還期間の中で返済をしていただくというそういう中で今日に至っていると。そんな中での昨年の事業者の選定という中で、状況として、なかなか手を挙げていただける事業者がないということでの協定内容になっておりますので、今後については、先ほど課長が申し上げたとおり、残りの9年間についても基本協定書の内容については変えていかないということでございます。当然それも含めての事業提案をいただいたというふうに捉えています。

問題なのは、昨年の事業提案を受けるそのときの日本の情勢といいますか、コロナ禍である、あるいはウクライナのロシア侵攻によるそれ以降の物価高騰、いろんな要素もあるわけございまして、一定提案者側においても、それまでのコロナ禍における状況が非常に厳しいというところはしっかりと捉えていきながら、これが今後も幾らかは影響を及ぼすんだという、それを想定しての事業計画、10年間の提案をいただいたというふうに私どもは捉えているわけでありまして、現に設定委員会の委員各位においてもそういうところもしっかりと見届けた上で、最終的に株式会社Dreamaway様に指定管理をお願いしようということになっているわけでございます。

要は、そこからです。そこから1年で経営状況が非常に厳しいと。そこは、やっぱり役場としても、プレゼンのプレゼンテーションしていただいたこの事業計画の内容と現状がどうなってるのか、その検証はしっかりとやりながら、本日、澤田議員のほうからも御意見いただきましたけども、今後もなかなか経営改善ができていかない、環境が悪い、そうなってくれば、10年契約についてどうなのかというところも踏み込んでいかなければいけない、私はそのように考えているところでございます。繰り返しになりますけども、やはり基本は、10年計画を立てた昨年の事業提案、計画の内容の提案、そこと現状がどうなってるのか、そこをしっかりと我々が検証して、言うべきことは言うていく、そのようにしていかないとなかなか前には進まない、このように考えています。

一方で、施設の老朽化、管理棟といいますか、管理棟プラス宿泊棟、新たにコテージの増築もやっているわけなんですけど、従来からあるコテージのほうはかなり老朽化してきている。現状のアウトドア観光といいますか、そういったコテージを活用したレジャー施設の在り方が今の現状に合ってるのかということも実は非常に悩ましいところでございまして、もっともっと現状に合ったグリーンエコーのコテージの環境ももう一度見直していかなければいけないであろうというふうに、それは個人的にも思っているところでございます。

そうなっていきますと、また議会にお諮りして改修をするなり、そういう提案になってこようかというふうに思っておりますが、しかし、現状のあのコテージも含めて提案をいただいているわけですから、その施設を活用してというところをやっぱり私どもとしてしっかりと点検をして今後につなげていかなければいけない。そして本日、議員各位からいただきました御意見をしっかりと指定管理者にも伝えて、共に私どもも神河町の一番大きな観光施設を維持していくためにも全力で取り組んでいきたい、このように

考えているところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。今、町長のお話なり、それから担当課長さんからも伺ったんですけど、町内いろんな施設があります。協定書の中に、共通ではない、違ってやる方をされてます。やっぱりそれはほかの関係としても具合が悪いんで、基本的に一つに統一すべきではないかと思います。

それが1点と、また私のほう3回の制限ありますので、ちょっと別のやつの質問させてもらいます。

繰越明許費のところは契約繰越しというような文言で上がっています。これ59ページにあります。繰越しの仕方は、いわゆる何も執行しないで予算上丸ごと繰り越す方法、それから入札して繰り越す方法、それから1月の段階でもう年度内に無理だろうなということで繰り越す手法、それと、それ以降に諸事情により完了しないから事故繰越をするという方法、事由が理由、産廃も一緒なんですけど、これ正式には事故繰越かなというような思いもします。

ここに書かれています契約繰越しの本来の意味を教えてくださいたいのと、それと、県の市町振興支援交付金、県支出金ですけども、これコミバスの多分実績が落ちたんでなっとるのかなと思うんですけど、減額になった把握されてる本来の理由をちょっと教えていただけないでしょうか。その3点です。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長、石橋啓明君。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋です。協定書の件でございます。協定書の件につきましては、金額等の違いはあるというふうに思いますけれども、基本、同じような形でできるように今後はしていくというところで御理解をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず1点目の繰越明許の関係の御質問でございます。今回の部分は契約繰越しという形でありますので、一部分の施工が年度内に完了しなかったんで、その対応策分を翌年度に繰り越すといったところでございます。特にこの部分が事故繰越というところとは少し意味合いが違うということでございます。当然未契約の全額の繰越しというような形もございますし、ただ、未契約の繰越しというのは、少し国の財源等の関係で補正予算を組んで来年度実施といったところの、そういった実情のものが多いかなというふうに思います。通常の部分は、年度内の完了が一部分できなくて、繰越しをしているというようなところの部分が多いかなというふうに思っております。今回の件も含めまして、まずお聞きされてるところは、繰越明許というところの事務を適正にやっってくださいよという

御質問だろうというふうに思っております。一定基準が会計検査の中で、そういった繰越しに該当するもの、こういった部分のものが出されております。その基準と照合しながら適正に繰越しの事務のほうをさせていただいてるということでございます。

それから、2点目の市町振興交付金ですけども、これについては、県からの部分でありまして、もちろん県の中で総枠がある中で減額になったりとか、あるいはもう少しついたりとかといったところはあるんですが、基本的には実績に応じてということで交付をされるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。第39号議案に反対の立場で討論を行います。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件ですから、反対したからといって法的にこの措置が覆るものではありません。しかしながら、今後の専決処分の在り方、それを執行部に反省を求めたくて反対討論をさせていただきたいと思えます。

歳入、グリーンエコー笠形償還補填355万円の減額について、指定管理者である株式会社Dreamawayによる1年目の経営状況が思わしくなく、指定管理者年度協定書第4条第1項に規定する施設利用料355万円について、同条第2項に規定に基づいて減免されたことについては一定の理解はします。協定があるわけですから、それに基づいて減免されたことについては私は特に問題を言っているわけではありません。しかしながら、次の理由で反対するものです。

反対する理由については、我々の質問に対して執行部側からも既に反省があった部分なんですけれども、あえて申し上げます。

1点目は、議長や産業建設常任委員長に報告、相談もなく、この時期に専決処分されたことであります。質問でも言いましたが、指定管理者と町が常日頃から情報共有をしておれば、仮に減免が必要になった場合には、2月の産業建設常任委員会で報告ができたのではないかと、1月に申出があったということですから、精査をすれば2月には報告があって、ひょっとすると減免になるかもしれませんという報告ができたのではないかと私は思っています。そのことが抜けていること、そして減免が必要な場合は、3月の定例会の一般会計補正予算において議会として十分な審議を行いたかったというところでもあります。

次に、2点目は、当該指定管理者の財務状況を十分に精査することなく、また、短期の計画はあるようですが、経営状況の長期の改善計画、また、次年度以降の長期の収支計画について協議することなく減免をされた、減免の判断をされた段階ではこの協議は

なされていないと私は答弁を聞いて思いました。単に単年度収支が赤字という判断で減免に至ったということであり、このことについては、やはりもう少し慎重に行うべきではなかったかというふうに私は思っております。

以上の理由によって、私は第39号議案に反対します。これで反対討論を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、反対討論はございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第39号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立少数であります。よって、第39号議案は、承認しないことに決定しました。

ここで、一言申しておきます。

地方自治法第179条の第4項では、条例の制定もしくは改廃または予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならないとあります。速やかに何らかの措置を講じていただくことをお願いしておきます。

---

#### 日程第8 第40号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第40号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第40号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号））でございます。

令和5年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算第2号以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。



補正の内容は、繰越明許費として、残土砂等処分地整備事業1,640万円を繰り越すものがございます。

繰越しの理由は、処分地の仕上げ工事において、設計で想定していたものとは異なる土質の箇所があり、掘削、埋め戻しの工程の再検討や工事作業に不測の日数を要し、年度内完了が困難になったものがございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点だけ教えてください。先ほどの一般会計の補正予算でも本当は繰越明許のことについて質問したかったんですけども、この議案で質問させていただきます。

残土砂処分場の整備事業、2月の産業建設常任委員会の視察に私も同行させていただいて現場の状況を見させていただきました。あの工事の状況を見ると、これはとても年度内には完成せえへんのん違うかなというふうに2月の段階で私は感じたんですけども、担当課として、この繰越明許を行われる判断をされた時期の問題なんです。先ほどの事業もそうなんですけども、3月定例会の補正予算の段階でも繰越明許の措置ができたん違うかなというふうに思うんですけども、繰越明許せなあかんというふうに判断された時期を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。繰越明許をお願いせざるを得なくなったという、それを判断した時期ということでございます。

澤田議員、先ほどおっしゃったように、2月に民生福祉常任委員会、2月の9日だったと思うんですけども、その日に現場も視察をいただきまして、私も3月末の工期完成に向けて努力いたしますというふうな現場でも説明はさせていただいたことを記憶しております。その後にはなるんですけども、2月の半ば過ぎぐらいから、先ほど町長が申しましたように、少し設計とは想定していなかった土質の部分があることが判明いたしまして、何とかそれでも工期内に終わるよということ業者のほうにも指示はしておったわけですけども、結果といたしまして、それが間に合わなかったということで、そういう不測の事態が生じたということでございます。御理解をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。申し訳ありません。私、失念しておりました。所管は民生福祉常任委員会でも私も行かせていただいたということで、先ほど産業建設常任委員会と申し上げたかと思っておりますけれども、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

結果的に年度末ぎりぎりまで業者さん頑張ったけども、できなかったということで、専決処分で繰越明許を行ったという部分については理解をさせていただきました。

その後2か月程度経過してるんですけども、その後の工事の進捗はいかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。工期のほうは5月31日までの工期で変更させていただいております。それに向けて現場のほうも担当者、随時向かっておりますし、業者にも、そこできっちりと4年のとこの工事を終えるように指示をいたしておりますので、5月31日までに完成するというふうに私どもは見通しております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。一般会計でもちょっと質問したんですけど、その繰越しの処理の仕方っていうことで、本来、契約繰越しっていうことは、発注したものは全てこの部類に入ってしまうのかなというような感じの説明だと思います。

ただ、今、澤田議員もおっしゃったように、一般会計につきましては1月の15日ぐらいで見込みのあるものは多分3月補正で上げられてます。それ以降で、どうしても完工する予定やったけども、諸事情でできなかったから事故繰越じゃないですかと言ったのはそういう意味やったんですけど、例えば前の例でしたら、1月17日、これはもっと早く入札されてますからそれは分らんことはないですけど、本当に適正なものの文言の表現で、契約繰越しでいくなら全て契約繰越しになってしまいますので、未執行以外はね。そうじゃなくて、はっきり理由ができるようにしとかなないとあれなんで、一般的に言う契約繰越しとこういうやり方、制度的には別に繰り越したらあかんとかいうもんじゃないんで、できますんでそれはもう合法的な話なんですけど、やっぱり事故繰越だとか普通の繰越しありますんで、それがはっきり分かるような明示の仕方をお願いしたいです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。繰越しにつきましては、澤田議員さんからの御質問もありましたが、通常は契約したものの繰越しになるものは3月、それが一番通常の形だろうと思います。ですので、通常は私どもの認識は、3月の補正で繰越しになり得るものについては繰越しの予算という形でやっていくということが基本で思っております。残土処分地も今回の一般会計のほうの河川もそれぞれ3月の繰越段階については、施工が完了するという見込みで動いてたところで、年度内の実績分がまだ出てなかったといったところで今回やむなく専決という形になりますから、これはあんまりよくないパターンというふうになります。ですので、今後できるだけこういった形で繰越明許が追加になるということがないように、これは現地の自然状況とかもいろんな要素がありますけども、的確にそういったところ

を見極めながらということなので適切な処理という形に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいなと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第40号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第40号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第9 第41号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第41号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第41号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第1号））でございます。

令和5年4月10日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、当初予算以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の要因は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る特例臨時接種が令和6年3月末まで1年間延長されたことによるものでございます。

補正の内容は、歳入では、衛生費国庫負担金、衛生費国庫補助金などを増額しております。

歳出では、ワクチン接種に係る体制整備に係る経費、ワクチン接種の委託経費を増額しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,441万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,841万1,000円とするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第41号議案の詳細につきまして御説明をいたします。

まず、補正の要因につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る特例臨時接種が令和6年3月末までに1年間延長されたことにより、これらに係る経費を補正計上いたしてございます。

事業の概要につきまして御説明をさせていただきます。

84ページを御覧いただきたいと思います。事業概要の表になってございます。まず、表の点線囲みの中の部分を御覧いただきたいと思います。対象者、接種の時期などを掲載してございます。①番としまして、春開始接種ですが、5月から8月のスパンということで、対象者は65歳以上の高齢者、それから5歳から64歳までの基礎疾患を有する方、5歳から64歳までの医療・介護従事者などでございます。使用されるワクチンにつきましては、オミクロン株対応の2価ワクチンとなっております。

続いて、②秋の接種でございます。9月から12月のスパンということで、対象者は5歳以上の全員でございます。使用ワクチンにつきましては、今後の検討となっております。また、接種勧奨、努力義務等の公的関与について、該当するものについては丸表示、ないものについてはバツ表示となっております。

続いて、次のページを御覧いただきたいと思います。当町の接種スケジュールを掲載してございます。接種券の印刷等に対応できるようにシステム改修等を行ってございます。春開始の接種につきましては4月の24日から順次接種券を発送いたしまして、5月10日からの接種を開始、約3,600人を見込んでございます。秋の接種開始については、8月中旬頃に回数を分けて接種券を発送させていただき、9月から接種開始の予定で、約6,000人を見込んでございます。会場等につきましては、公立神崎総合病院のほうに御協力をいただきまして週3回、水曜、木曜、金曜日、それから神崎支庁舎では月2回、土曜日を予定をいたしてございます。

それでは、事項別明細書で御説明をさせていただきます。

79ページのほうを御覧いただきたいと思います。2、歳入でございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として2,679万6,000円の増額でございます。

続いて、少し飛びますが、21款の諸収入、5項の雑入につきましては、町外ワクチン接種受入れ経費として10万3,000円の増額でございます。それぞれ合わせました金額です。2,689万9,000円は、次ページの歳出になりますが、12節委託料の新型コロナウイルスワクチン接種委託料として2,689万9,000円を計上いたしております。

ますが、そこに対応をしております。戻りまして、2項の国庫補助金、3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として751万2,000円の増額でございます。

続いて、次のページの歳出をお願いいたします。3の歳出として、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり対策費で3,441万1,000円の増額でございます。

主な経費につきまして申し上げます。

報償費として185万1,000円でございます。医療連携会議、それからワクチン接種業務に係る看護師の謝礼、健康被害調査委員会に係る経費などを計上いたしてございます。

需用費でございます。48万円ございまして、発送用の封筒の印刷代などでございます。

役務費187万7,000円は、接種券、バス券に係る郵便料、住所地外の接種に関する国保連合会の費用請求代行手数料などでございます。

続いて、委託料2,943万3,000円は、接種券発送に係るシステム更新委託料、それから春・秋開始接種に合わせて9,600人分のワクチン接種委託料を計上いたしてございます。

扶助費8万円につきましては、接種会場へのバス経費の助成金でございます。

なお、補正財源の内訳につきましては、一般財源等の充当はございません。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開を13時ちょうどとします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

入江教育長、宮本教育課特命参事、長井税務課長から会議出席のため午後からの欠席届が提出されておりますので、ここで御報告申し上げます。

それでは、午前中、第41号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和5年度神河町一般会計補正予算（第1号））の提案説明までが終わりましたので、本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第41号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第41号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

日程第10 第42号議案

- 議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第42号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第42号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は令和5年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、国によるエネルギー・食料品価格等の物価高騰による経済対策で、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に係る事業を補正するものでございます。

歳入の補正では、国庫支出金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金及び事務費補助金、県支出金で、がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業補助金、今回の補正による財源調整のための財政調整基金繰入金が増額でございます。

歳出の補正では、価格高騰対策低所得世帯支援商品券事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業、環境保全型農業推進事業、がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業、価格高騰対策生活者支援商品券事業の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,553万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,395万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

- 総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第42号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、補正の要因につきましては2点でございます。ともに国によるエネルギー・食料品価格等の価格高騰による経済対策に係るものでございます。1点目が低所得の子育

て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業、2点目が電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に係る事業で、これらに係る経費を補正計上をするものでございます。

それでは、事業の概要につきまして御説明をいたします。

17ページを御覧いただきたいと思います。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。表の一番上、囲みの中で事業の目的、趣旨につきまして掲載しております。食料等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うとされてございます。

続いて、表内を御覧いただきたいと思います。まず(1)の支給対象者でございます。点線の囲みの中を御覧いただきたいと思います。独り親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象に、プッシュ型で給付することとなっております。なお、低所得の独り親世帯につきましては兵庫県のほうが事業主体となります。

具体的な対象者につきましては、児童手当等の受給者で、令和4年度の分の住民税均等割が非課税である者、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、そして直近で収入が減収した世帯ということになってございます。

次に、(2)の給付額でございます。給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円ということになってございます。1つ飛びまして(4)の費用でございますが、全額国庫の負担ということになってございます。

次に、(6)番の給付のスケジュールでございますが、家計急変を除きまして、可能な限り、今月になります。5月末までにプッシュ型で支給するということになってございます。

続いて、19ページのほうを御覧いただきたいと思います。2点目の事業でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金でございます。対象の事業につきましては2つございまして、低所得世帯の支援枠ということで、物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業ということになってございます。2つ目が推奨事業メニューということで、表の中に1番から8番までの事業がありますが、これらの事業に該当するものということになってございます。推奨事業メニューとしましては、生活者の生活者支援、そして事業者支援という2つがメインになってございます。

続きまして、これらに係ります新規事業について御説明をいたします。

12ページを御覧いただきたいと思います。新規事業を一覧表にしたものでございます。左から事業名、そして交付金の該当項目ということで、先ほど御説明した中の8番までのどれに該当しているかといったようなところを掲載しています。それから事務事業の概要、そして補正額、財源内訳、それから事業を所管します担当課を掲載をしております。

各事業につきまして順次御説明をさせていただきます。

まず、1番の子育て世帯生活支援特別給付金事業で、低所得の子育て世帯、対象児童が120人に特別給付金の5万円を支給するものでございます。財源につきましては、特別給付金事業、事務補助金で、ともに補助率は10分の10でございます。補正額につきましては823万6,000円で、全額国庫支出金でございます。

続いて、2番目になります。価格高騰対策低所得世帯支援商品券事業でございます。町民税の均等割が非課税等の低所得世帯1,150世帯に3万円の商品券を交付するものでございます。財源につきましては、重点支援地方交付金で、事業費は1世帯当たり3万円、事務費は1世帯当たり2,500円で算出がされます。補正額につきましては3,774万2,000円で、国庫支出金が3,737万5,000円、一般財源が36万7,000円でございます。

続きまして、3番目、環境保全型農業推進事業でございます。化学肥料の使用低減等の環境保全型農業への取組に対しまして補助をするものでございます。資材、散布費等の実費に上限としまして10アール当たり4,400円、それから散布用の機械とか、それから積込み用の機械または機材の購入費に2分の1の補助、上限としまして750万円、それからストックヤード等の設置に2分の1の補助、上限としまして250万円でございます。財源につきましては、重点支援地方交付金で、補正額は2,086万8,000円、財源の内訳は、国庫支出金が1,000万円、一般財源が1,086万8,000円でございます。

続いて、4番目になります。がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業でございます。20%のプレミアム商品券を発行するもので、5,000冊を予定をいたしてございます。財源につきましては、重点支援地方交付金400万円、がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業補助金が800万円でございます。

続いて、5番目になります。価格高騰対策生活者支援商品券事業で、全世帯4,220世帯を見込んでございますが、1万円の商品券を交付するものでございます。財源につきましては重点支援地方交付金で、補正額4,669万3,000円、財源の内訳は、国庫支出金3,301万5,000円、一般財源としまして1,367万8,000円でございます。

6番目、最後の事業になります。商工業者事業継続支援事業でございます。この事業につきましては、当初予算に計上した事業でございます。一般財源から重点支援地方交付金200万円に財源を振り替えるものでございます。

一番下の合計欄を見ていただいて、補正額ですが、1億2,553万9,000円でございます。財源の内訳で、国庫支出金が9,462万6,000円、県支出金が800万円、一般財源が2,291万3,000円でございます。それから3番から6番の事業につきまして重点支援地方交付金は限度額制になってございます。限度額を申し上げます。4,901万5,000円でございます。

それでは、事項別明細書で御説明を申し上げます。

6ページのほうを御覧いただきたいと思います。歳入でございます。15款国庫支出



金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金としまして8,639万円の増額でございます。続いて、2目の民生費国庫補助金でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金として600万円、事務費補助金として223万6,000円の増額でございます。なお、補助率は10分の10でございます。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金は、がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業補助金として800万円の増額でございます。なお、補助率につきましては3分の2でございます。

続いて、19款の繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は2,291万3,000円の増額でございます。今回の補正の財源調整のため、増額をするものでございます。これらによりまして、補正後の財政調整基金の残高見込みは16億1,941万6,000円の見込みでございます。

続きまして、次のページを御覧いただきたいと思っております。歳出になります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は3,774万2,000円の増額で、価格高騰対策低所得世帯支援商品券事業に係る経費を計上をいたしてございます。低所得の世帯1,150世帯に3万円の地域商品券を配布するものでございます。続いて、2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費は823万6,000円の増額でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費でございます。対象児童120人に5万円を給付する予定といたしてございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業振興費は2,086万8,000円の増額でございます。環境保全型農業推進事業に係る経費でございます。少し内容を申し上げます。県内産の堆肥、有機肥料、しょうゆのもろみかすなどの食品残渣の活用を促進していくことにより、土壌の改良につなげていきたいということで計上をいたしてございます。

最後、6款商工費、1目商工振興費は5,869万3,000円の増額でございます。がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業1,200万円で20%のプレミアム商品券を5,000冊、それから価格高騰対策生活者支援商品券事業として4,669万3,000円で、全世帯4,220世帯に1万円の地域商品券の発行を予定をいたしてございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。今日の資料の14ページの子育て世帯生活支援特別給付金事業の関係です。823万6,000円の予算で、この事業内容のところ、②のところ、直近の収入の家計が急変し、住民税非課税相当の収入の方という2

番のケースの場合を20人で見込んでおられますが、この20人見込まれた根拠、これをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。この14ページの事業内容②の根拠の人数でございますけども、これにつきましては、そこに記載のとおり、令和5年1月1日以降の収入が急変して住民税非課税相当となった子育て世帯へ本給付金を支給すると。その対象児童を見込んでおる数字でございますが、正直申し上げまして、なかなか想定がしにくいというか、そういった数字でございますが、明確に何かのデータあるいは根拠に基づいて上げた数字なのかと言われると、正直そうではございません。一応県の指示で、3年度、4年度と続いている事業でございますが、これまでの実績等を踏まえて、①プッシュ型で支給する人数と、それから②の家計急変、合わせて117名で補助金の交付申請をするようにという指示がございました。そういった関係もありまして少し余裕を見たという部分もございますけども、合計で120名の予算設定とさせていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。7ページのところで民生費の真ん中辺り、12節の委託料203万5,000円ありますけども、この中でシステム改修委託料とありますが、これは何のシステムの改修なのかということと、時々このようなシステム改修委託料が発生しておりますけれども、どのような場合にこのシステム改修は必要なのか、上がってくるのかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。このシステム改修委託につきましては、今回の低所得の子育て世帯給付金を支給するに当たりまして住民税の課税、非課税状態を確認するというので、私どもも昨年度も同じ事業がありましたものですから、そのシステムでいけるのではないかというふうにシステム会社にも確認をしたんですけども、その抽出に当たっては条件が変わるということでシステム改修が必要というふうに聞いておりました、こういった金額を計上させていただいてるところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） もう1点、どのような場合にこういったシステム改修が必要になってくるのかという質問があったんですけども、その点についてはお答えできますか。平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。今回は新しい事業というわけではないんですが、こういった新規的に臨時的に出てくる事業がございますと、そういった事務に対応するために、これまでのシステムで対応できれば問題はないわけですけども、そういったシステム改修が必要になってくる場合がございます、今回はそれに

該当してるということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） その時々により今話がありましたように条件が変わると、それが改修の必要な項目になってくると捉えてよろしいんですね。そのように、じゃあ、理解しておきます。

それから、続いてよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） どうぞ。

○議員（1 番 小島 義次君） 15 ページの農林水産業費の中で、右側の主な事務事業の説明の中で、事業内容、担い手の農業者組織が生産に際して実施する事業に対して必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するとあり、予算の範囲内ということですが、これ多数応募があった場合にはどのような取扱いをされるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。多数の応募といえますか、要望があったときには、ある程度調整をさせていただく必要があると考えております。今回、事業のメニューの中にありますように、堆肥等の施業であったり、それから散布用の機械の整備であったり、ストックヤードの整備であったりというところを考えておるわけですが、優先順位と言うとおかしいんですけども、まずは今後も使えていくような機械の整備を重点的に考えた上で、全体的な調整をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） ということは、町内でもこれが必要だということがたくさん出てくれば、その中で、お互いに条件を見ながら優位なものをこちらで決めていかれるというふうに解釈してよろしいんですね。いいですか。そのように私、解釈しております。

それと、あともう1点ですけども、16 ページのがんばろう商店街お買い物キャンペーン事業ですけども、20%のプレミアム券、商工会が実施している商品券だと思えますんですけども、これは以前にもこういう形でプレミアムのついた商品券が発行されています。そのときに、従来は各支所に必要な方が並んで購入を待っていたということがあったんですけども、それではちょっと不公平になるということで、申込みにより抽せん制にされたわけですね。抽せん制にされた場合、最高が5冊だったか、5万円という形になっていたんですけども、抽せんに漏れた方は、自分も欲しいのに当たらなかったという声がよう上がってくるわけです。

ですから、これで今回もそういうふうにして抽せん制にされるのであれば、漏れた方がこの補助金の恩恵から外れてしまうというふうに私は考えてるんですけども、そこで、申込みをした全ての方がその恩恵を被るような方法、例えば申込みをされたら総数が分

かりますから、その総人数の中で、じゃあ、1人が5冊分だけでも、それを4冊にするとか3冊にするとかして全員の方が全部この補助金の恩恵を賜るような方法で決めていく、そうすると、申し込んだ人は、金額は下がってきますけれども、全ての人が同じように公平にこの補助金の恩恵を被ることができるんじゃないかというふうに私は考えているんです。それでもなおかつ余ったものについては、抽せんで行ってそれを通知するというふうに考えたらどうかと、1つの提案ですけども、このようにしていただければ、欲しい人がたくさんあって、漏れる人もなくなってくるわけですね。全員の方が、その補助金、プレミアムのついた券、欲しい人たくさんいらっしゃいますので、そこら辺で納得できるんじゃないかというふうに私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 高橋でございます。小島議員、ありがとうございます。まさにその部分につきましても、販売の委託を商工会へお願いを今までもしていますし、今回もお願いをする予定にしておるんですけども、そういう中で、今までの経験から、どうしようということ为先日来から少し検討をさせていただいてるところでございます。恩恵が当たるように、この商品券が得たい方といいますか、購入を御希望の方につきましては全員が漏れなくできるだけ当たるように、商工会と一緒に考えて検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員、もう3回終わりましたので。

○議員（1番 小島 義次君） じゃあ、よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、農業振興費の環境保全型農業推進事業について質問いたします。

申請者は、当初予算でありました農業再生推進事業の方にいわゆる限定されて、その方しか申請できないという形になってるんですけど、農業委員会等で今議論されてます計画策定、10年後の農地の部分について見直しをされてるんですけど、実際39集落の中でない集落があります。また、逆に10年後以降も農業に従事を望めるいわゆる認定農業者と、それと、またもう一つは団体があるんですけど、団体につきましては、当然その地域にUターンして退職して帰ってこられる方が助けてもらえる方の中心になっていくのかな、時代としては。そうなりますと、10年後の先のことはちょっと不安定になります。

組織、農地を保全できる団体の強化とか、いわゆる強くするための手だてということは理解はできます。ただ、問題は、対象にならない地域、いわゆる個人でやっておられる方、それで、私らがしてもあかんのやなっていう意味で逆に就農意欲をそぐような形にならないような形を何とか考えておかないと、先々言うても団体の組織が10年以降

ももつ保証もないし、逆に言えば個人の方、認定農業者が若い方で10年後も望めるんやったらいいんですけども、やっぱりそこら辺を踏まえたちょっと幅広い物の考え方が必要じゃないかなと思うんですけども、その辺りの考え方はどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。まず最初に、この事業の申請者については、今、担い手限定というふうに今の資料には書いとるんですけども、集落営農等にもここに関しては対象は広げてまいりたいというふうには思っているところです。

物の考え方としまして、そういう担い手となる可能性のある団体だけではなくて、個人の農業者に対してもこういう補助を広げていってはどうかという御質問の趣旨かと思えます。先ほどの御質問の中にもありましたように、地域計画をつくっていくに当たって誰がその農地を守っていくのか、地域計画の中では個人がその農地を守っていく農業者であるという設定の仕方も可能でございます。ただ、今それこそ予算の範囲の中でこの事業をしていくに当たりましては、個人の方一人一人のところまでのなかなか対応がし切れないというのが正直なところでございます。

それから、申請につきましても、個人から、もう個々に堆肥買いたいさかいにというふうなお話があったとき、その対応が今、私どもでできるかという、なかなか難しいところがございます。そういう意味で、担い手の認定農業者であったり、それからそれに準ずる集落営農であったりという組織というのをあくまでも今回に対しては対象とさせていただきます。ちなみに、全部で約36ぐらいの組織が今回の事業としては対象として考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。要は農地の保全をどうしていこうかということなんです。今言われてましたように、事務的には煩雑になるから今のところちょっと考えてないというような意味だと思うんですけども、町の姿勢としてどういう形で農地を保全していくかっていうことを考えていかなしやうないと思います。団体にしろ認定農業者にしろ数は知れてますから、その方にばかりで実際問題、多分農地は守り切れなないと思います。

1つの方向性としてしましては、つなげる農業からもうかる農業に変えていかないと誰もつないでくれませんので、そういうことも視野にしたいろんな農林業施策をしてもらわないと、なかなか10年であと続かないようなことも具合悪いんで、それを踏まえたちょっと幅広い物の考え方で農業施策も考えてもらえればなと思うんですけども、その辺りはどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。担い手だけではつなげていけないのじゃないかという御質問やったと思います。担い手の問題もありますけ

れども、今回のこの事業の中で取り組もうとしております内容の趣旨としましては、担い手を中心に2年3作をずっと続けてくる中で、神河町内の土の地力が落ちてきているということが大きな課題としてあります。それによってなかなか収量が上がっていかない。これは2年3作されてるのは集落営農等で、個人はあまりされていないのかなとは思いますが、そういう中で、ちょうどこの事業メニューの6番でしたか、ありましたけれども、こういう取組を今から進めていくことによって、神河町のまずは土づくりということもこの事業、ちょうど取り組めるなというところで企画といいますか、提案をさせていただいてる事業になります。つなげていくためには、やはり収量が取れていくというようなところも重要なところではないかという視点で、この事業については提案をさせていただいておるところです。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。3回目で、これはお願い事になると思うんですけども、今、圃場を見てもても、麦が上がってます。今年は多分いい出来になってるのかなと思います。そう見てもらいますと、何人か比べてもらいますと、いい場所、いわゆる土地の肥えてるとこと、ちょっと手を入れていかなあかん農地も多分分かってくると思いますので、事務方じゃなくて、全体、町内の圃場も見ながら農業施策を取り組んでもらえればなと思います。

今回、天候もよかったんで、いわゆる病害もひどう出んと、かなりいい出来になります。それは麦で見てもろうてもよう分かるような状態です。これも、なかなか、これだけ麦もよくできる年もまだ少ないんで、またいろいろ見てもろたら、地域ごとに田んぼの差もありますんで、それに向けたものを考えながら全体的に支援ができるような方法もしてもらいたいと思いますし、逆に、いわゆる見定める目、見ていく目っていうのもまた養ってもらえればと思いますんで、それでちょっとお願いなり希望なりのことを言ってますけども、その辺どうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。私ども農林政策課の業務というのは、あくまでも現場がスタートであり完了する場所であるというところで、現場から始まる仕事であるということは重々認識をしておるつもりでございます。なかなか若いときほど現場へ出る機会がないわけではありますけれども、今もおっしゃいましたように、麦の出来であったり、作物の出来であったりと、やはりスタートは現場であるという認識は常に持っておりますので、そういう目で全町内を見ていく中で事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。先ほど小島議員からあったプレミアム付商品券についてなんですけど、私が産建の委員長をしとるときにずっと抽せんに行か

せてもらいました。丸々これは公平な抽せんを行います。各地区を分けてその中から枚数を引いていく、だからどうしても当たる人と当たらない人は出てきます。私の場合も4回して自分が当たったのは1回です。これ物すごい公平性があるんです。

ただ、先ほど言われたように、やっぱり商工会のほうには、応募して、それで引取りに来た人っていうのは全部記録が残っと思うんです。だから希望してる人に対して、外れた方に対して今度は優先的に進めていく、そういうふうに考えたらどうかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ありがとうございます。高橋でございます。その件につきましても、実際に商工会のほうと先日打合せをしたときに、今回の販売についてどうしていこうかっていう苦情の部分、苦情といいますか、今まであんまりよろしくなかった部分について、やはり改善していかないと駄目だろうというところはお話をさせていただいたところでございます。今、栗原議員もおっしゃいました、小島議員からも御指摘いただいた点につきまして、再度また今後、最終、販売していくに当たりまして、商工会のほうと十分協議をさせていただいて進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第42号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第42号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第112回神河町議会臨時会を閉会します。

午後1時41分閉会

---

## 議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

町長から提案されました議案は、第39号議案は不承認、その他7議案については承認、可決いたしました。全議案とも議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして適正妥当な結論が得られました。議員各位の御精励と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

町長はじめ執行部各位には、議案審議に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で挑んでいただきましたことに深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け引き続き御尽力賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、令和5年度神河町一般会計補正予算（第2号）において、低所得の子育て世帯生活給付金事業や電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業が審議されました。まず、町執行部には、一日でも早く町民に支援をとの思いから、短期間での各種事業の策定、調整に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の流行、ロシアによるウクライナ侵攻などに端を発した物価高騰はいまだに人々の生活に影響を与え続けています。そういった現状を踏まえ、スピード感を持って取り組まれたことは大変評価いたします。まだ物価高騰の出口は見えませんが、議会、行政ともにアンテナを張り巡らし、町内、町民の現状を把握し、ニーズに沿った事業展開を切にお願いしておきます。

皆様方には、体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力を賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

---

## 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも第112回神河町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして議員各位には慎重審議くださいました御苦勞に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。本日提案させていただきました議案のうち、第39号議案以外につきましては御承認、可決いただき、誠にありがとうございました。

ただ、第39号議案の専決処分については、残念ながら承認をいただくことができませんでした。私としましては、このことを深く受け止め、今後、議会への説明を十分に果たすとともに、地方自治法第179条第4項の必要と認める措置として町民の皆様に対する説明責任を果たすため、今回の専決処分に至った経緯等について速やかに議会に報告させていただきます。

今議会で賜りました議員各位からの御意見につきましては、今後の町政運営に当たりまして、議員各位からの御意見を真摯に受け止めて今後の行政運営に取り組んでまいります。



終わりに、吹き抜ける風が何とも心地よい季節となってまいりました。来る5月21日の日曜日には、神河町消防団消防操法訓練大会が4年ぶりに開催されるなど、神河町の元気を発信してまいりますので、議員各位におかれましては、今後とも健康には十分御留意していただきまして、町政発展のため引き続き御活躍いただきますようお願い申し上げます、閉会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。

午後1時46分

---